

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成23年9月8日(木) 午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	高 阪 康 彦	副委員長	安 藤 洋 一
	委員	松 本 正 美	委員	戸 谷 裕 治
	委員	菊 地 久	委員	中 村 英 子
	委員	吉 田 正 昭		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため 出席した者	町 長	横 江 淳 一	副 町 長	河 瀬 広 幸
	政策推進 室 長	伊 藤 芳 樹	政策推進 課 長	山 本 章 人
	総務部長	加 藤 恒 弘	総務課長	江 上 文 啓
	総務部次長 兼税務課長	服 部 康 彦	安心安全 課 長	岡 村 智 彦
	民生部長	齋 藤 仁	民生部次 長兼住 民課 長	犬 飼 博 初
	環境課長	村 上 勝 芳		
	教育部次長 兼教育課長	鈴 木 智 久		
職務のため 出席した者	議 長	黒 川 勝 好	議 会 事 務 局 長	松 岡 英 雄
	補 佐	伊 藤 恵 美 子	書 記	山 田 尚 徳
付託事件	議案第46号 表彰について 議案第47号 蟹江町暴力団排除条例の制定について 議案第48号 蟹江町交通安全条例の一部改正について 議案第49号 蟹江町税条例の一部改正について 議案第50号 字の区域の設定について			

○委員長 高阪康彦君

皆さん、おはようございます。総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうございます。

本日は欠席の連絡はございません。

定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は、5件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長よりあいさつをお願いします。

○町長 横江淳一君

あいさつした。

○委員長 高阪康彦君

どうもありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、義理整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくようよろしくお願いいたします。

最初に、議案第46号「表彰について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 加藤恒弘君

補足説明はございません。お願いいたします。

○委員長 高阪康彦君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 吉田正昭君

この表彰についてをみてますと、地域振興ですね、(3)の地域振興なんですけど、これはどのような基準で選ばれているのか、どういう地域に貢献された功績等がということで、ちょっとその辺をお聞きしたいんですが。

○総務課長 江上文啓君

吉田委員のお尋ねは、地域振興の表彰についてどのような功績かというお話だと思いますが、まず、9番目でございます志治辰雄さんでございます。この方におかれましては、新町の区長だとか、役員、区会議員、老人クラブの会長、長寿会連合会の理事、副会長等を歴任されまして、合計で32年やっておみえになります。私どもといたしましては、そういった地域の活動を20年以上やっていた方を、地域振興に貢献された方として表彰の対象にさせていただきます。

同じく服部博和さんにおかれましても、新町の区長、区会議員、老人クラブの会長等で22年地域に貢献されたということで、表彰の対象にさせていただきました。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

例えば、今水辺スポットができて、そこへ須成祭りの葎刈りのメンバーがとまって、一応舟入で交流を持っているんですが、たまたま須成祭りでいろいろ貢献されている、毎年メンバーが一緒なんですよね。この人たち長くやっているなと思ったもので、そういうお祭り関係ですよね、例えば大きなお祭りというと須成祭りだと思うんですが、その辺のそういう地域のイベントと言っちゃおかしいんですけども、ある程度大きなお祭りに関して、長年やってみえる人に対する表彰等はどうかなとたまたま思ったもので、ちょっと聞いてみたんですが、その辺はどうでしょうね。

○総務課長 江上文啓君

すみません、私、申しおくれましたが、実はこの地域振興につきましては、各町内会長さんからの推薦をいただいて表彰させていただいておりますので、今、吉田委員のおっしゃったように、例えば須成祭り等で長年にわたって地域に貢献されたということであれば、町内、ここですと区長さんですかね、——のほうからそういった推薦等がございましたら、表彰の対象として考えることは可能だと思います。ただし、一番問題になるのは、皆さんご承知と思いますが、政教分離の関係もございますので、例えば神社のとかといったことになっていきますと、なかなか地域振興ということで表彰させていただくのは難しいかなと思います。

以上でございます。

○委員長 高阪康彦君

他に質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号「表彰について」は、原案のとおり決定いたしました。

ここで総務部長、総務部次長を除き、部長、次長、課長の退席を許可いたします。

入れかえのため暫時休憩します。

(午前 9時06分)

○委員長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時12分)

○委員長 高阪康彦君

次に、議案第47号「蟹江町暴力団排除条例の制定について」を議題とします。

提案説明は既に住んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 加藤恒弘君

補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○委員長 高阪康彦君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 中村英子君

協議会のときにも少し説明をいただきましたけれども、きょうの質問は、県の暴力追放運動推進センターというのが中心になって、蟹江町の条例もカバーしてくると思うんですけども、この県の暴力追放運動推進センターというのは、暴力追放相談委員というようなものからなっているらしいんですけども、送ってもらったこの法律を拝見いたしますと、そういうふうになっていまして、これが1つの、都道府県に1つずつということなので、愛知県にも1つだというふうに思うんですけども、大体これはどこにあるのか、県警の本部の中にあるものなのか、どこにあって、大体どれぐらいの規模というか、人数というか、どれぐらいの体制のものなのかをまずお伺いしたいと思います。

○総務部長 加藤恒弘君

これにつきましては、指定につきましては、財団法人とか、そういった法人で別組織として立ち上げるということとなっております。私ども暴追センターというのが以前から、実は愛知県のほうにございまして、我々もそうですが、不当要求事件等につきましては、そういったところへ相談ができるというようなことで、そういったところから講師を呼んで、我々職員でありますと、管理職等は暴追センターの職員からの講習を受けながら暴力追放についての知識を深めていく、また、対応策を深めていくという状況は確立されております。

今回、基本的にはそちらのほう指定されておるんですけども、名古屋市にあるということで、電話番号等はわかりますが、少し規模とか、そういう内容については、今現在のところ資料等持ち合わせておりませんので、ご回答はちょっと申しわけありませんができません。

(「そうなの」の声あり)

○総務部長 加藤恒弘君

はい。申しわけございません。

○委員 中村英子君

今までにそれを利用したり、相談に行ったりとか、何かそういうことはないんですか、蟹江町の場合は。

○総務部長 加藤恒弘君

蟹江町としては、直接そちらのほうにご相談行ったことはございません。

今申しあげましたように、私どもの警察署とタイアップして対応職員責任者というのを決めておりますので、これは行政対暴力の関係ですが、今までそういった行政対暴力に関する責任者がおりまして、そちらのほうの講習が3年に一度私どもは受けることになってございますが、そういったときに必ずそちらのほうから来ていただいて、講演をしていただき、また寸劇というような形で行ったりということがございます。

また、ここ主催のセミナー等がございまして、そちらのほうに出席させていただくことがございますが、直接蟹江町がそちらのほうへ行かせていただいてご相談申し上げた事例等はございません。

○委員 中村英子君

ああ、そうですか。そうしたら大体どれぐらいの規模で、場所がどこでということ、現時点ではわからないということなんでしょうね。

今回の条例で公の施設の仕様に関することだとか、あるいはまた印刷に関係しないようにするだとか、行政としての立場をそういうふうを書いて明確にしていくということで、それはそれで重要なことだと思うんですけども、先日も申しあげましたように、個々の問題になってくると、非常にさまざまな問題があって、それにそういう暴力団にかかわるといのは少ないんですけども、いざそういう状況になるときは、非常に個人ではどうすることもできない、避けて通りたいけれども、避けて通れないというふうな状況になることがあるんですよ。

それで、具体的にじゃ、個人がどう対応するかということの1つの例ですけども、蟹江町の町民の中にでも名古屋市なんかでお店を出したりしている人いるんですよ。グリーンハイツでも名古屋の駅前にお店を出したりしている人いるんですけども、お店を出している人が今排除しようとしている暴力団に資金の提供というのを各お店に脅して取ってっちゃうとか、そういうことはもうやめようということで、断りましょうということの運動ですよ。名古屋市の錦とか、ああいうところがもう特別地域に指定されておりますので、絶対それはいかんということになっているんですけども、しかし、いざ直面している個人がそのことを断ろうとしたときには、個人の力で断れないことがあるんですよ。

それでそのときに、じゃ、事前にこういうセンターだとか、行政だとか、警察だとか、事前に連絡を取り合って、連携してそういう立場をとるといふようなことをいった場合に、こ

の法律ではそういう人たちは保護しなきゃいかんというふうには書いてあるんだけど、具体的な保護というのは、ちょっとイメージとしてどういうふうになるんだろうというふうに思って、皆さんは条例をつくったとき、そこまで突っ込んだことは法令で考えていないと思うんだけど、町民の中には、先日も松本委員のほうからもお話がありました、実際なんか情報を提供したり、何かを断ったりしたときに、仕返しということをみんな怖がるから、本当にこれが国民が対暴力団追放のための社会の義務だと言われても、個々でそれに対応するという事は非常に難しいので、そういった場合には、やはり行政とか警察とか、このセンターとかが事前に相談すれば、連携しながらその人を守るような方向で、その断る行為なら断る行為ができるような環境づくりというものができるものなのか、全くそんなことまでは考えていないものなのか、あくまでそれも個人個人の対処になってしまうのか、その辺のところはちょっと警察でもないのが難しいかもしれないですけども、連携して対応してもらわんことには、絶対個人一人では何ともならないということなんですよね。

だから、事前にそういった相談もセンターのほうで受付、それはまた蟹江町なら蟹江町、あるいは蟹江警察署なら蟹江警察署を通じて、全体的な連携プレーというものがとれるものなのかどうなのか、1つポイントになると思うんですけども、難しいかもしれませんが。

○総務部長 加藤恒弘君

実は、きょう、大変申しわけございません。皆様方のお手元のほうに、法等、そして県の条例を、この県の条例のつくり方なんです、私どもと同じように履歴規定が頭のほうにございまして、責務とか、それから実体規定が実はございまして、実体規定は11条からが実体規定になるというふうには、10条からがなっております、11条をごらんいただきますと、この保護措置というところがございまして。これは県の条例で県の警察本部長に対する、講ずるものとするということで義務規定を規定しております、この内容は「暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により、暴力団又は暴力団員から危害が加えられるおそれがあると認められる者に対し、警察官による警戒、その他の当該者の保護のために必要な措置を講ずるものとする」というようなこととございまして、県のほうはこういった形で警察権を発行するというような動きになっているというふうには考えております。

ですから、おっしゃられますように、相談を受け三位一体、四位一体ですけども、当事者の方、そして町もそうですが、県、そして暴追センター、こういったものが一体になってその相談に対応し、実際にこういう排除活動に取り組んだ方がそういった不安を覚えられ、危害をおそれられることがあるのではないかとというふうなことになるならば、県警のほうでは本部長がこれに対して援護策を支援するというような構成にはなっているというふうには考えております。

○委員 中村英子君

ちょっと突っ込んだ話で悪いんですけども、時間差があるんですけども、これは取り組ん

だ結果、そういう危害があるというふうに認められたらというふうになっているんですけれども、今私が言っていることは、事前に担保されないと取り組めないということがあるんですよね。もちろんこの条文ありますので、そういう人たちを野放しにしようなんていったら条例そのものも成立しませんので、もちろんそういう規定あるんですけれども、ちょっとこれ時間差があって、実際にそこに遭遇してみると、事前にそういうフォローがないとできないということがあって、私が聞いているのは事前のフォローについてどうなんだろうなということなんですけれども、ちょっと細かい話なんですけど……。

○総務部長 加藤恒弘君

文書の読み方等について、ちょっと法文なんであれですけども、取り組んだこと等によりというところの等の中では、類推されるものについて対応ができるような法文の構成になっているというふうに読んでおります。

ですから、今おっしゃられましたように、取り組むこと、取り組んだこと、これによりということ等というところでくりが出ているというのは、大体条例の構成の仕方はこういった形になります。

それで私どものほうの今までの暴追センター、あるいは警察とのやりとりの中、あるいは講演の中で、暴追センター等は必ずこういった事象における相談を受けますと、対抗策を先に出してまいります。これについてはこういうことが起こり得るから、例えば弁護士のほうからまずやりましょうとか、それからこういったことはこういう文書でもってきちっとやりましょうとか、こういう類似します観点からそれぞれに対策を立ててまいりますから。そこは暴追センターと警察はまたつながっておりますので、こちらの三位の中でそういった対応もできるようには思っております。今までの対行政暴力に対する見解でいきますと、そういった形で、警察とそして私どもと暴追センターというのはつながることになるというふうに講義のほうも受けておりますし、内容的にそのように進められておるということで、実際のVTRによるPR等の活動の中でも、我々のほうにはそういうご享受をいただいておりますので、ご相談がまずやはり一番で、そこから対策、そして予防策、そして事後策というような体制になってくるというふうに考えております。

○委員 中村英子君

そしたら、従来よりはきめ細かく個別な対応にも、どこまでできるかどうか別にしても、一応そういう体制づくりというものはできつつあるのかもしれませんが、この条例が制定されたきっかけで町民の皆さんにも条例が制定されただけではいけないので、やはりそういう連携がとれるように、体制もありますというようなことまで合わせてこのPR活動や啓蒙活動していかないと、ちょっといけないかなというふうなことも思いますので、そういうことで、町は啓蒙啓発活動が多いと思いますので、その中ではそういう角度からの取り上げ方というのもしていただければいいかなというふうに思いますので、とにかく泣き寝入

りしたり、困っている人というのをふやさないということは大切ですので、知っている人の中には、暴力団を使って問題解決しているという人も中にはおって、そういうことで助長する人もみえて、それもいけないことですが、そういう人も結構見えるんですわ、警察に言ってもどうしようもならん、業者に言っても何もならん、じゃ、あそこの組の組長に頼みや解決するという人たちがいるもんで、実際に。そういうことでできるだけ排除していかなきゃいけないから、そういうことも含めて啓蒙活動に入れていただきたいなと思います。

○委員 戸谷裕治君

暴力団に一般の人たちがかかわる、今中村委員がおっしゃったようなことは確かにあると思うんですけども、今回の僕の思う条例の改正というのは、そういう人たちもかかわるとこれからだめですよと、かかわらないようにしてくださいよというようなことも含まれていると思うんですよ。かかわっていきますと、暴力団とかかわりますとずっとつながりを相手が持ってきますので、それが長くかかわってくると、その人も否定されますよ。会社としてお付き合いすると、会社の名前を出しますよというような条例だと思うんですよ。

そして私どもの友達なんかも錦あたりで商売している人たちも、以前は払っていたお金というのも全然払わなくて済んでいっていますので。というのは、こういう強化されることによって、暴力団の末端の人たちが少し暴れるとすぐにトップのほうまで行っちゃうということで、だから、僕はこういうことがあるのは大賛成で、案外普通の法的に接していくと暴力団の方々は引き下がられると思いますので、こういう条例を楯に取ってやっていくといいと思います。それをわざわざ暴力を暴力団でやるというのは愚の骨頂になると思いますので、そういうのは気をつけてやられたらいいと思いますけれども、条例はどんどん強化されて、暴力団に関する条例ですよ、そして我々市民もそれにかかわりをしなくなっていけると思いますので、いいことだと思います。

以上でございます。

○委員長 高阪康彦君

答弁はいいですか。

○委員 戸谷裕治君

はい。

○委員長 高阪康彦君

他にございませんか。

○委員 松本正美君

私のほうからは、第9条の（青少年に対する指導等）ということがあるわけなんですけれども、今先ほども県の推進センターと連携して行っていくということが言われておるわけなんですけれども、特に蟹江町においても、中学校の薬物の関係が取り沙汰されておるわけなんですけれども、特に錠剤であるMDMAですかね、そうしたことやいろいろなことが取り



沙汰されて、今までも薬物Gメンが乗り込んできたということも私も直接見えていますし、そういうこともあったわけなんですね。学校では薬物の防止の教室等も開かれておるわけなんですけれども、今後、そうした薬物に対する暴力団の関与ということで、こうしたことを学校の生徒にどのように指導されていくのか、ちょっとお聞きしたいなと思うんですけれども。

○安心安全課長 岡村智彦君

学校のほうでは、現在、薬物に関する教室等を開いておりますが、また、今回の暴力団排除条例の中に関しまして、青少年に対する指導等がございますので、引き続きPRだとか、また、教室のほうとか、あと広報などでもまたいろいろと青少年に関することも載せていきたいというふうに考えております。

○委員 松本正美君

もう一つは、これは第5条の（町民等の責務）というところなんですけれども、先ほども中村委員のお話もあったわけなんですけれども、ここで一番問題になるのは、町民の方がどこで情報を入手するかというのが一番難しい問題なんですよね。広報等でお知らせをすることですけれども、もうちょっと町民によくわかるようなそういった条例が、本当に町民がわかるような責務に対してわかるようなガイドラインみたいな、そういう広報のお知らせができるといいんかなと思うんですけれども、この点はどうでしょうか。

○安心安全課長 岡村智彦君

広報だけではなく、キャンペーンなど警察と連携をして、また、このような暴力団排除条例というキャンペーンの運動も広げてやっていきたいと考えますので、そちらのほうで住民の皆様に周知をしていきたいと考えております。

○委員長 高阪康彦君

他にございませんか。

○委員 菊地 久君

これは国を挙げて暴力団絶滅、絶対しなければいけないという大きな方針の中で出されてきて一生懸命だと思いますし、県も昭和22年で県条例をつくられて、蟹江町は23年の、これが決まると9月に初めて出されて、1年おくれてきておるわけですが、そこで全国的なこれは大きな壊滅作戦でございますので、その末端である我々が、今日常この蟹江に住んでいて、現実にはだで感じるような暴力団の風以外、こういうものを町としては具体的に何かをつかんでおられるかどうか、それをまず1点お尋ねを申し上げます。

○安心安全課長 岡村智彦君

町としては、暴力団というような方の情報というのは、今現在はつかんでおりませんし、警察署のほうに関しては、そういう情報はもちろん持ってみえるそうなんですけれども、公には公表していないということですので、詳しいような何かそういう情報があれば、また警察の

ほうに相談してそのようなことを聞きたいというふうに考えております。

○委員 菊地 久君

一番密接にこういう情報交換をするのは蟹江署、それから町の担当、新しくできた安心安全課、今までなかったけれども、立派な課ができて、いい課長が座ったで頑張ってもらわきゃいかんわけだけれども、そういう中で月に1回だとか、何カ月1回というのは、そういう話し合いがあって、そういう中で蟹江町ではこんなような事案だとか、問題があるよということを、公式な文書では来ないと思いますが、口頭の中で知り得ることはいっぱいできるわけですよ。

それとまた、役場自身でも生活相談だとか、法律相談の中でそういう相談を受けとるはずですよ。そういうのをだれかがまとめて掌握だけ、まず第1に掌握をするかせんかなんかなんですよ。こんなようなことが蟹江町の中であって、こんなことをどこで掌握できるのか、したのか、今まで。これは第一、これは今まで条例がきちんとなかったで、なかなかですけれども、これからはそういう体制の中できちんとしていこうと思っておるのかどうか、1つ。

それから、2つ目には、飲食店組合というのか、パチンコ屋さんの娯楽やつとるああいう組合とか、特に暴力団と接点を、接点と言っちゃ失礼ですが、一番身近ないろいろな被害が遭ったり、利用しているかどうかわかりませんが、そういう関係団体が、例えば蟹江の飲食店組合だったかな、警察とタイアップをして頑張ろうねということをやったと思うんですが、そういうのを懇談会みたいなのをやつとるような気がするんですが、そういう点について、町としてそういう団体の人たちがやつとると、これとのかかわりあいね、これは今まで持ったことがあるのかないのか、これから持とうとするのか、どうなのか、その点はどうお考えなんだろうか。

特にこれから啓蒙運動で町が頭になって先頭を切って、東京やなんかでもきのうおやりになったようですが、そういう関係のところやはり声を上げてプラカード立てて暴力団排除とか、錦でもえらいやっておみえになったようですが、そういうのが蟹江町で起こり得るような運動が、背景がまずあるのかないかなんですよ、蟹江の中に、まず第1に。細かな、ああいう暴力団のああいうやからがおって、ひどい目に遭つとると、この町怖くて歩けんとか、そんなような実例だとか実態があったかどうか、私はだから知りたいんです。蟹江の町でこりゃいかんと、条例もできたし、町を挙げて何とかせにゃいかんぞと、こういうようなものが今現状認識としておありなのかな。

ただ、きょう条例提案されたのは、ただ、県がやって、県がやったで町村もやらないかんてとって、蟹江は今回出たんですが、市の関係だといろいろあるところはあるですよ、我々は海部郡、海部郡というか海部地区でも非常にいろいろなことがあって、市挙げてやらないかんよという事例があったりして、えらい元気のいい市もあるわけですが、蟹江の場合それが何となく表に伝わってきていないし、だから、この条例が出て、ぴんと正直に言っ

て、県がやっておるでいいではないかと、県もあの程度だよ、国もやっておるけれども、あの程度だよ、まして町のこの小さな町だから、条例だけつくっておくけれども、そんな程度だよと終わることなく、ここからどういうふうに今度体制をつくってやれるのかなと、その辺についていろいろな、条例なんていろいろと書いてあるんですけども、立派なことばっか。でもこれは血が通っていませんので、血を通わせるのは、行政と町民、我々なもんですから、その辺についてなんか考えや指針があつたら、条例に合わせて、条例の提案に合わせてどうなのということは言ってもらいたいなと思うんですが、現段階でも言えることがあつたらまず言ってみてください。

○安心安全課長 岡村智彦君

まず、飲食店の組合とか、団体とのかかわりに関しましては、現在、防犯協会というものに登録のほうをかかわっておりますので、そちらのほうは毎月のようにいろいろと警察と連携をして話を行っております。

今回、この条例を制定したということに関しまして、また、暴力団の排除の関係ですね、また別にプラカード、運動などというようなことも、それぞれそういう団体と一緒にやっていきたいと思っておりますので、警察のほうと協議をして、何か月に一遍とかという会を設けたいと考えます。

以上です。

○委員 菊地 久君

今の防犯、防犯は物すごく広いんです。ところが、前面に出してもらいたい言葉として、暴力団追放という字句を前面に出せるかどうか、これはこれで一番大事なことなんです。防犯はもうわかっておるんですよ。防犯っていろいろ、電気が暗いだ、痴漢もおるし、こそ泥もおるし、いろいろなものを含めて防犯なの。暴力団というのも1つの団を指定するわけでしょう、暴力団との戦いなもの、死に物狂い、鉄砲で打たれるかもしれない、あなたピストルで殺されるかもしれん覚悟で対処できるかどうか、いや、本当の話。そのぐらいの覚悟がないと、非常にトップに立ったり、先頭に立つ人というのは勇気がいるということなんです。今回、町を挙げて条例ができて、蟹江町も条例を決めて、議会もみんな賛成して、いよいよというときの覚悟なんです。

防犯を強化というのは、だれでも言えることなんです。本当にこの条例に基づいて暴力団排除、暴力団壊滅、絶滅というような旗印を各県は、県は大きいもので県の職員はええわ、地元の小さな町の自治体がそこまで勇気を持って、プラカードを持ってやれるだけの度胸があるかどうか、これは試金石になっておるの、全国的に。

だから、これから戦い方というのは、非常に厳しい覚悟を持っての条例提案だというふうに私は理解していますので、そのぐらいの覚悟はおありなんだろうねということを確認したいが、よろしいでしょうか。

○安心安全課長 岡村智彦君

暴力団の排除につきましては、区長会でも3カ月後になりましたら、警察のほうとも話をしておりますが、地域の住民などによる暴力団事務所の撤去だとか、たまたま蟹江町はないということ聞いておりますけれども、あと進出阻止に関する住民運動、自主的な暴力団追放運動や大会というものを警察と連携を結んで住民の方と一緒に行っていきたいという覚悟はございますので、お願いいたします。

○委員 中村英子君

菊地委員の今の質問で、暴力団関係を把握してないというか、ないような答弁があったんですけれども、

(「事務所はありません」の声あり)

○委員 中村英子君

違う、違う、その前の答弁。事務所のことじゃないですけれども、例えば生活保護、生保関係、私、生保をその暴力団が悪質に利用している場合だってあって、それから、いろいろな関係者が、その暴力団関係者が生保に頼ろうとしているというようなこともゼロではないじゃないですか。

(「把握してないだけでな」の声あり)

○委員 中村英子君

把握してないの、把握しとるがね。あんたたち、だから……

○総務部長 加藤恒弘君

よろしいですか、生保事業につきましては、当然のことながら県のほうは全部調査権がありまして、県の認定でございますので、我々のほうももちろんタイアップして一緒に事業を進めておりますが、今のところそういったことでおっしゃるようなことが出ておるといふふうには聞いておりません。

ですから、蟹江町としては先ほど暴力団のお話もありますが、暴力団、あるいは関係者については、幾ばくかの人間がおるといふふうに警察も認めております。我々もそういうふうには思っております。ただ、それも潜伏してということで、一般の市民活動の中で住民として活動してみえるということですので、今すぐにといふようなところではないといふふうに聞いておりますし、もう一つ、先ほどの暴力団の組ですね、暴力団そのものの事務所とかというものは蟹江には全くない、これは警察のほうからもないといふふうになっています。実態はご存じのとおりでございますので、我々のほうとしても、それについてここで生保についての関連とか、そういったものにつきましては、把握してないというよりもないといふふうに把握しております。

○町長 横江淳一君

今回の条例制定につきまして、るる委員の皆様からご意見をいただきました。先ほど特に

菊地委員のほうから覚悟はあるかということではありますが、まさにそういう気持ちで我々は臨みたいと思いますし、臨んでおります。

かつて、実を言いますと、この条例ができる前に、海部南部の防犯協会のほうで暴力団との排除に向けてお互いに情報のやりとりをしよう、そういう協定を結んでおります。そんな中で、住民運動も含めて我々も前面にこれから、暴力団というのか、暴力に対しての排除についてきっちり啓発啓蒙をやりますが、議員各位におかれましても、皆様方町民の皆さんでありますので、我々もやります、でも、議員の皆様方の力も住民運動には大変お力を持っておみえになりますので、できれば一緒になってやっていただくべくお願いをしたい。これが町民こぞっての運動だというふうに私は理解いたしておりますので、当然我々の責任放棄するつもりはございませんので、そのご協力のほうだけをぜひともよろしくお願いをいたしたいと思います。

○委員 中村英子君

町民は弱いんですね、弱いもんで、何かしようと暴力団に対してやれることは少ない。さらに私は確認したいのは、町民の人の中にも、じゃ暴力団が生活保護を受けてきたときには、やはり申請としてそのまま受け取ってあげざるを得ないのか、暴力団の組員であったら組員であるということだけで断られるものなのかどうか、ちょっとわからないけれども、それは行政がもしタイアップしてやればできることなので、以前にそういうことが今回言われておりますので、ちょっとその辺をはっきりどういう対応なのかということだけしておいてもらいたい。県に任せちゃって……

○総務部長 加藤恒弘君

県に任せるというのは、県だけではなくて、我々のほうは権限そのものはないんですが、実はおっしゃるように、暴力団の場合には欠格事項になっております。出せません。欠格事項だと思います。

ですから、事象としては、考えられる事象は、その方に必ず脱退の形で、もしどうしても生活ができない、ご病気とか、いろいろな状況でできないという場合には、そこからの脱退をし、きちっと離れた形での証明を国のほうから出していただいて、認定をして、形でしかできないというふうなことになります。欠格事項に入っているというふうに認識しております。

○委員長 高阪康彦君

他に質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第47号「蟹江町暴力団排除条例の制定について」は、原案のとおり決定いたしました。

○委員長 高阪康彦君

次に、議案第48号「蟹江町交通安全条例の一部改正について」を議題とします。

説明提案は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 加藤恒弘君

補足する説明はございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長 高阪康彦君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 菊地 久君

これもきょう出された交通安全の交通事故の多い箇所は何カ所とか、マップを出されておりますので、一番中央道沿いのところが多いだとかありますが、きょうの交通安全の問題で特に高齢者の事故防止ということを全面的に、それからまた飲酒運転の問題なんですけど、特に高齢者をどのような形でやっただいのかという大変難しいことだと思うんですけども、自分は高齢者になったって若いつもりでございますが、まだまだ自転車でも張り切って乗れるというあるけれども、一たん停止なんかせずにつうつと平気で行かせるしね、基礎ができてないんです。高齢者自身が高齢者の認識と交通安全に対する車両、軽車両、自転車、軽車両でも、自転車に対する軽車両という意識がない。その辺のところを、軽車両だよという意識をどう植えつけていくかということも大事なんです。自動車より自転車優先だという頭で、ひゅうと行かす人多いの。いいと思込んでいます。

だから、まずは高齢者に対する交通安全対策の強化、学習、こういうものをどういう形で広めていったらいいのか。老人クラブの総会があつたり、旅行へ行ったり、いろいろと仲よくやったりしておるわけですが、意識の問題ですね、それがひとつどうされていくのかなど。一生懸命やっておることは事実なんですけど、相手が聞かただけであつて、年寄りで余り聞かんですわ、聞く耳持ちませんけれども、その辺がもうどうしようもないなという点があるものですから、交通安全をどういうふうに。

今、特に盛んでやっておりますのは、高齢者を守ろうと言ってシートベルトだとか、高齢者の安全を守る、なんか札を持って交差点、交差点立ってますね。あれはどこがああいうことをやらせておるか知りませんが、学戸の交差点だとか、国道1号線だとか、結構大勢が

出てやっとなるんです。あれはどういうあれでやっておられるかわかりませんが、非常にやってみえるんです、高齢者を守ろうということで。それはそれでいいんですけども、あわせて施設をどうするかということで、交差点のところの本当に高齢者が安全を確認しやすいようには何をしたらいいのかですよ。交通安全の施設、町がやるべき道路上の、けつまずいて転びそうなところは排除せにやいけませんので、この条例というのは何やってもいい条例ばかりでございますので、そのとおりなんですよ。

今問題があるからこうやって条例の改正という形が出るものですから、今の現時点でどうなの、高齢者の交通事故、事故の中でも自転車、転倒、こういう事故が多い。掌握されておると思いますが、それに対する対策、これ条例、条例あってもやらないかんことですが、条例できちっと書いてきておるものから、これからこういう問題があったからこうだという事例だとか、あったらまずひとつお聞かせを願いたい。

飲酒運転のほうは、最近罰金取られてどうもならんものから、そんなことじゃない、やっていかんことでございますので、飲酒運転というのは相当行き渡っておりますが、これから絶対高齢者の問題というのは本当に大変だと思いますので、一遍今までの条例を出すに至った経過として、こういうふうな問題があるからこの条例改正をしたんだよ、今後はこういうふうにしたいという思いとか、あったらちょっとそれをひとつ教えてください。

○安心安全課長 岡村智彦君

高齢者のまず認識、自転車、車両というものの意識づけということですが、現在もそれぞれ交通安全教室というものを行っておりますが、引き続きそれはまた多く行っていただきたいですが、例えば交通安全体験教室というようなものも、警察署と私どもと連携をして行っております。津島の自動車学校だとか、そのようなところでも行いますし、また、交通安全運動ということでそれぞれキャンペーンだとか、高齢者の交通安全キャンペーンということでチラシ、または啓発物を配布して交通安全を呼びかけるということで、蟹江警察署と連携をして行っております。

また、委員が先ほど言われました交差点等の啓発とかということの部分に関しましては、交通安全協会蟹江支部の方にそれぞれ立っていただいて、交通安全指導員の方にも立っていただいて、それぞれ啓発を行っております。

あとは施設の交差点とか、道路上の交差点などに高齢者など気をつけるというような部分に関しましては、町の中で建設のほうとまたそのような危険箇所があるということで即打ち合わせてをして、計画を立てて行ってください、改善をしてくださいという話は今もしております。

また、条例が制定されれば、高齢者の関係する交通安全の学習会、それぞれのほうもまた強化をしてやっていきたい考えでございます。

○委員 菊地 久君

こういう条例というのは、文書で書いて出すもので簡単なんです。決まることも簡単なんです。実際交通事故で死亡事故とか、事故の件数、蟹江町は蟹江町管内つかんでおみえだと思えますし、町は町でどこが交通事故の発生件数が多いということも全部マップでありますよね。それを見て、じゃどういうふうに対応して、どう対処したらいいかという対処の仕方が一番大事なものですから、そういうことを今後こうしますということをごきちんとかの段階で出してもらいたいですよ。条例できたから、それで出しっぱなしではあかんわけ。だから、これをこれによってこうしたいということ、計画を出していただいて、蟹江町における高齢者の事故は絶滅ゼロにする。現在はこれだけ。数字でわかるようなものを上げる。今のところは交通公園がありますよね。あそこは余り使っていないんだな、せっかくあるけれども、あれなんか特にどんどんお使いになって、高齢者を……

(「使ってますよ」「子どもが使ってるよ」の声あり)

○委員 菊地 久君

いやいや、だから、ああいうところを利用して、わざわざ津島の自動車学校だとか、どこどこ行かんでも、結局あれうまくできとるものですから、あそこへお年寄りを集めて、高齢者の交通安全実施教育だとか、そんなことをやって、受けた人はワッペンを、落ち葉マークきのワッペンを自動車に張ればいけれども、自転車にもそういうものが配られているかどうか分かりませんよ、優良自転車運転手じゃないけれども、そんなようなことをやるだとか、やらないと、なんか目に見えた形でやっていかないと、ますます総人口は高齢化時代なものですから、蟹江でも10年たったら65歳以上が3割でしょう、そういう時代の中ですので、ぜひこの条例に基づいた高齢者をどう守ろうかと、交通安全について。事故を絶対に起こさない、どうしたらいいかという指針というか、計画書、条例が可決された後、ぜひお示しをしていただきたい、こういうことをお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○安心安全課長 岡村智彦君

条例のほうが可決されましたら、指針とか、また計画書などに基づいて作成をしていきたいと思えます。

また、参考にですが、高齢者の死傷者数に関しましては、平成22年で愛知県が7,694、蟹江町は45、21年に関しましては、7,618、38ということで7名ふえています。今、23年の上半期で愛知県につきましては3,501、蟹江町は14件でございます。

また、人身事故等に関しましては、21年に関しては、蟹江町は250件、22年度が244、23年の上半期が130件というところでございます。数字でもおわかりになるように、高齢者の死傷者数に関しましては、21、22と7件ふえておりますので、こちらのほうも条例を制定して、また大きくいろいろとお知らせをして、高齢者の方にそのような意識づけをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○委員 戸谷裕治君



この条例に関して施行されるのはいいんですけれども、それに対して、例えば自転車道の確保とか、そういうことをこれから考えていかないとイケないとか、世界的にエコブームということで、駅前あたりを自動車が余り入れないようにしちゃって、自転車は行けるとか、なんかいろいろなことを考えていかないとイケないと思うんですよね。

近鉄蟹江駅前から北に対して一方通行の少し広い道路がありますよね。あれを、いいんですけれども、2台並走かげんで走っているときもありますよね。例えばそれを片側はラインを引くなりなんかして、自転車道とか、そういうことができるようになってくれば、少しはまたエコと兼ねて何かやっていけるような気がするんですけれども、そういうこともお考え願えないかなと。自転車を走らせる道路整備というのもやっていただけないかなと思っておりますけれども。

○安心安全課長 岡村智彦君

自転車を走らせるということになりますと、規制などがもし加わるようなことになると、警察のほうとも協議をします。現在、迂回線といいますか、三重銀行からずっと東側へ入るところが、ちょっと歩道部分が色がついてわかりやすくやってありますので、自転車専用道となりますと、また国の関係とか、また先ほど委員が言われましたところに関しましては、県道でございますので、県のほうにまた協議をするとか、できるだけ安全な道路ということで、またこういう交通安全条例ができたということで、関係の建設のほうと調整をして進めていきたいと思っております。

○委員 戸谷裕治君

その一部の道路のことじゃなしに、町全体でそういうことを考えていただければありがたいなと思っております。

○委員 松本正美君

今、戸谷委員が言われたように、自転車のレーンというのは、以前から私も言っていますので、これは本当に徹底していただきたいなと思っております。道路を整備していただきたいなと思っております。

それと今、高齢者の事故防止ということで、今までも自転車の安全5原則ということは言ってきたわけなんですけれども、非常に徹底されてないという部分も多いもので、そういった5原則を今高齢者の自転車教室だとか、設けられているわけなんですけれども、できれば修了した高齢者用の自転車の運転免許証ぐらい出していただいて、意識を高めていただくようなことも考えていただくといいんじゃないかと、このように思いますが、どうでしょうか。

○安心安全課長 岡村智彦君

5原則ということで、高齢者向けの自転車教室なども行っておりますので、そのような修了証みたいなものを、免許証ではないです、優良、ちゃんとできましたよというふうな、そういうものをまた出していくように検討して進めていきたいと思っております。

○副委員長 安藤洋一君

高齢者の、今度逆に車を運転される方、側のほうですね、そういった形に対して余りにも年を召されている方に対して、ぼちぼち免許を置かんかねとか、そういう呼びかけというか、そういうことというのはできないんですか。

○安心安全課長 岡村智彦君

高齢者の方は、各町内のそれぞれ老人クラブなど、福祉センター等でよくやるんですが、蟹江警察のほうと私どもが出て、講話とか学習会をよく行っております。その中において、高齢者の方について免許証をお持ちの方という話をされて、ぼちぼちそういうことで免許証のほうを、危ないですので返還してくださいとか、持ってみえる方であれば、またこういう学習会を機に気をつけてください。特にマークですね、車に貼るマークあちらのほうは蟹江署のほうにも売っておりますので、購入してくださいということを推進して、学習会でPRをしておるといって格好でございますのでお願いいたします。

○委員長 高阪康彦君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第48号「蟹江町交通安全条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

○委員長 高阪康彦君

次に、議案第49号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は既に済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 加藤恒弘君

補足説明ございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長 高阪康彦君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第49号「蟹江町税条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

ここで総務部長、総務部次長、安心安全課長の退席を許可します。

入れかえのため暫時休憩をします。

(午前 9時57分)

○委員長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時59分)

○委員長 高阪康彦君

次に、議案第50号「字の区域の設定について」を議題とします。

提案説明は既に済んでおりますが、補足説明はございますか。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

補足説明はございません。

○委員長 高阪康彦君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 中村英子君

1つだけ町民の皆さんにも説明しなきゃいけないもんですから、この町名の一丁目、二丁目と決める決め方なんですけれども、当初から時計回りで、北からということだと思っんですけれども、この決め方を改めて確認をしておきたいと思うんですが、ほかの町界・町名が済んだところも大体北のほうから時計回りに行っておりますので、そういうつけ方なのかなと、どこに決まりが書いてあるのかどうかちょっとわかりませんが、何丁目という決め方についてきちんと教えておいてほしいと思います。

○政策推進課長 山本章人君

前回の、6月のときの全員協議会、それから地元の説明会のときにも資料をおつけしたんですが、その中で北西の角を基点に右回りということで……。

○委員 中村英子君

北西が一丁目ということで。

○政策推進課長 山本章人君

決めていくという規則性をそこに表記してございます。

以上です。

○委員 中村英子君

この富吉二丁目に当たっているところなんですけれども、線路の向こうですので、線路だとか、川とか、そういうブロックで区切るというようなことは前から聞いているんですが、ここの件数というのはむちゃくちゃ少ないんですよ、件数的には。これも私は、私の考えでは、二丁目と三丁目のところは1つの町名になるのかなというふうに思っておったんですけども、ここはやはり必ず二丁目という区画ですが、これは必要であるということなのか、これを、例えばこれが1つの町名に、二丁目なら二丁目、二丁目と三丁目とが1つぐらいで、世帯数的にはすごくアンバランスな世帯数なんですけれども、それはそういうやり方について一定の決まりというか、考え方があるのかもしれないけれども、そこをちょっと説明をお願いしたいと思います。

○政策推進課長 山本章人君

世帯数に関しましては、今図面でお示しております二丁目のほうは、28世帯ぐらいということでもかなり少ないんですが、土地のほうは170何筆かございます。それで一丁目と二丁目と一緒にしてしまいますと、ちょっと1,000筆を超えてしまいますので、例えば一丁目千何番地という4けたの数字になってしまうので。

(「番地多過ぎるので、はいはい」の声あり)

○政策推進課長 山本章人君

そういう形がございまして、とりあえず二丁目1区画にさせていただきます。

○委員 中村英子君

蟹江本町が城になったときもそうだったんですけども、スケジュールでは1月7日に切りかえだよということでも聞いているんですが、城のときも、年賀状にはほとんど間に合うように番地がもうついてきたと思うんですが、今回の工程でも大体年賀状には間に合うようなスケジュールになってくるのか、大体いつごろあなたのところは何番地ということが示されるのか、その辺の2点についてお伺いしたいと思います。

○政策推進課長 山本章人君

今回の議会のほうで議決をいただきましたら、10月の時点で法務局のほうに話をします。それで、本局のほうはそこから順次作業を進めていただきます。その次に、一応予定では11月の上旬としておりますが、郵便局よりうちのほうにはがきが納品されます。その11月の下旬ぐらいになりますが、住所変更の通知、それから変更のお知らせのはがきをうちのほうから各住民さんに、11月の下旬に予定しております。

あとは24年になりますが、来年度の1月の広報でそのお知らせをもちろんいたします。1月7日の施行という予定になっておりますので、よろしくお願ひします。

○委員 中村英子君

もう私はご承知のとおり、グリーンハイツに住んでいるものですから、グリーンハイツの番地というのは、2つなんですよね、今現在。与太郎の62番地の1と勝田場の17番地の1なんですよね。そういうときに、この四丁目になったときに、これはやはり次の番号というのは、2つということになるのか、どういうふうな、四丁目の下の番号はどうなるのかということはまだちょっとわからないですか。わからない、わかりませんか。土地は何筆も分かれていると思うんですが。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

新しい番地というのは、まだわからない状態です。

○委員長 高阪康彦君

他にございませんか。

○委員 吉田正昭君

この富吉の地区のことじゃないんですが、蟹江町の本町何丁目でアンケートを去年でしたか、とったような記憶があるんですが、要は城に変わった、一方通行から東のほうですよ。あそこニューシテイもあるし、一部城から外れて残った旧地名のところもあると思うんですが、一応アンケートをとられた以上、その後の状況ですよ、それがどのようになっているか、ちょっと聞きたいんですが。

○政策推進課長 山本章人君

本町、それからあと、いろいろなところから少し町内会長さんからお問い合わせはございます。それで本町も本町何丁目となっております、そこに隣接するところで、まだ何とかの割という古いところが少し残っております。それと城何丁目の間でございますが。そういうことも含めまして、既に本町何丁目はもともとは土地改良で、農地の区画整理というふうな意味合いで、土地改良で町名が変わったところでございます。

それから、例えばこのあたりの学戸は、区画整理のほうで変わったところでございます。そこに隣接するところでまだ旧の地名地番のところがございまして、今後、今回の富吉二丁目の地区は全部が1回で変わりますのでよろしいんですけども、既にあるところを、やはり本町何丁目に住んでみえる方は、やはりもうそのままでいいということ声が多いものですから、そこを本町何丁目に編入するような形でやるのか、それから新たに本町何丁目は、新しい何とか何丁目に変えるというような方法のどちらがいいのかということで、役場の内部でも今ちょっと検討している段階で、実は8月の中旬でしたが、土地改良のほうを担当している土木農政課、それから区画整理を担当しておりますまちづくり推進課のほうと、それから総務課も交えまして、中で検討会を始めております。いろいろ当時の事情とか、そういうあたりもちょっと今聞いて、うちのほうはその問題点を今拾い上げておりますので、それで一応、ただ、今の時点で確定ではございませんが、できれば編入の形で、どうしてもそうで、20区画お示ししました図面の中でも何丁目が、例えば本町一丁目とか、そこを新

しくしてしまうと、下のほうの続きが、途中は五丁目から始まるということで変な話になりますので、それはそのまま残すと、その区画の中で本町何丁目と、こちらのほうはまた新しい町名が残るような形もしようがないんじゃないかということで、今ちょっと議論を進めている最中ですので、もうしばらくお待ちください。

今の話は、町内会長さんのほうにはしてありますので、よろしくをお願いします。

○委員長 高阪康彦君

ちょっと発言をしたいので、委員長を代わります。

その件は、私が随分本町の方から聞いて、ここにまた経緯がありますので、要するに本町何丁目の中に穴で旧町名残っているし、一番大きいのはライオンズですよ、ライオンズさんが半ノ割15番地の何とかということ、豊台も入っているんですよ。

そこで、新しく本当は区画で町名を変えてやれば一番いいんですけども、本町という方が7割か8割ありまして、その方たちが変えたくない。だから、そこでアンケートをとったのは、要するに反対の人が多かったらもう変えないということですけども、賛成の人が、旧町名は90%が賛成なんですよ、変えてほしいんですよ。

だから、その折衷案で、東西で五丁目に接すれば五丁目の何番地にしようかというふうで、それをアンケートとして、アンケートが70、反対の人が多いですけれども、アンケートかな、住民からとりまして、大体探しているんですけども、これはもう変えていかないかんようになっております。

だから、多分これはほかの地域でも、例えば西之森でもどこでもあるんです。緑でも。ちょっと小さいところが昔の残っていたり、いろんな関係で。そういうのを本町でやる手法を使って、将来はきれいな町が、番地は飛びますけれども、町がつくった区画をきれいにはまってくるんじゃないかという形を持っておりますので、ちょっとこれに関係ないですけども、そういうことがあります。

だから、今度は一番大きいのはライオンズの500世帯、これが言われたように、あそこは2番しかないんです。番地は2番、2つあるわけです。だから、それは五丁目の、例えば999番地とか、1,000番地で終わって、あとは一緒なんですという形に、豊台はどうするかをちょっと検討していますんですけども、そういうことになっていますので、もし来年度富吉が変わりましたら、次年度に本町もやりますので、どうか議員の皆さんにお願いいたします。終わります。

委員長にまた変わります。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

先ほどの課長の補足をさせてください。

本町の、吉田委員さん言われた地域ございますけれども、確かに前年度のときにアンケートをやられて、アンケート結果も出ておりました。

実は、ことし6月に入ってから各町内会長さんに寄っていただいて、アンケートの内容等も含めて報告等説明をさせていただいて、その中で私たちが把握させていただいたのは、アンケートのとらえ方が随分皆さんちょっと違ってたというところもあります。

といいますのは、本町、実は先ほども課長が説明しましたように、この地域では土地改良で実際本町六丁目から十一丁目までの地番がここに入っているところが結構多くたくさんあります。そちらの方は、こういう本町何丁目というのを使ってくれば賛成だよと、そういう考え方の方と、いや、それを実際使わないということだったら反対という、そういうようなことになると思いますが、実際アンケートの答えとしては、使うのであれば賛成だ、そういう同意のそういうのがあったと聞いておりますし、当然それこそ何の割というところについては、先ほど委員長言われましたように、もうほとんどの方がやってほしいんだ、そういうことになっておりまして、そういうことからすると、同意書の取り方がちょっと中途半端だという部分がありましたので、それについては、また改めてというそういうことになりますし、もう一つは、先ほど言いました、課長が言いましたように、土地改良でもう既に何丁目となっているところ、それから区画整理で何丁目となっているところが入り組んでおりますので、その辺のところをどうしていこうかというのが今町としての問題になっているわけです。

基本的には、今、町内のほうでも検討はしていると思いますけれども、そういう土地改良なり、区画整理でもう既に何丁目となっているところは、そういうのを生かしながら進めていこうじゃないかと、そういう方向性で今考えておりますので、またその辺で町界・町名の委員会等でご審議していただいて、方向性が決まったら、また議会の皆さん方にもこういった格好で進めていきたいんだというそういう報告をさせていただいて、順次町界・町名の地域を設定している、そういう方向でいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員 吉田正昭君

アンケートなんですが、なかなかアンケートのとり方、中身の精査というのは非常に難しいと思いますけれども、それはさておいて、今後、やはり旧の方のほうは大分困って見えるみたいですので、早く進めていただきたいと思います。

以上です。

○委員長 高阪康彦君

他にございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第50号「字の区域の設定について」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日付託をされました案件はすべて終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これで、総務民生常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

ありがとうございました。

(午前10時16分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 高 阪 康 彦